

平成29年6月16日

日本学生支援機構 給付奨学生について

1 制度の趣旨

高等学校等において優れた生徒であって、大学等への進学目的及び意志が明確であるにもかかわらず、経済的理由により進学が極めて困難な生徒に対して、返還の必要のない給付奨学金を交付することにより、大学等への進学を後押しすることを目的とする。

2 申込資格

平成30年度に大学等へ進学する希望を持っている人で優れた資質・能力を有し、以下のいずれかに該当する人

- ①住民税非課税世帯
- ②生活保護受給世帯
- ③社会的養護を必要とする人（児童養護施設に入所、里親等）

3 選考方法

- (1) 本校の推薦枠 2名（卒業後2年以内の人も含む）

ただし、社会的養護を必要とする生徒等については、推薦枠にかかわらず推薦可。

- (2) 選考基準

申込資格を有している生徒等の中から、以下の観点を踏まえ総合的に判断し選考する。

- ①人物について

態度・行動が給付奨学生にふさわしく、進学目的及び進学後の人生設計が明確であり、良識ある社会人として社会に貢献する見込みがあること。

- ②健康について

修学に耐え得ると認められること。

- ③学力及び資質について

下記のいずれかの要件を満たしていること。

(ア) 本校の教育目標に照らし十分に満足できる高い学習成績を収めている者

(イ) 学校活動で大変優れた成果を収め、本校の教育目標に照らし概ね満足できる学習成績を収めている者

(ウ) 社会的養護を必要とする生徒等で、学修に意欲があり、進学後特に優れた学修成績を収める見込みがある者

- ④家計について

世帯の状況や生活環境などから進学が非常に困難と認められること。

- (3) 選考会議

教頭、3学年主任、3学年担任、奨学金担当職員